

標津町医療技術職員等養成修学資金貸付制度について

町では、将来、看護師や薬剤師、診療放射線技師、その他の医療技術者等（国家資格を有する者）となって町職員として勤務しようとする方に対し、修学に必要な資金の貸付を行うことにより、医療技術職員の充足を図ることを目的とし、次のとおり貸付者を募集します。

貸付対象者	看護師または薬剤師、診療放射線技師など国家試験受験資格の得られる学校などから入学許可を得た方で、5年以上町職員として勤務することを誓約した方
貸付限度額	月額12万円以内
利子	無利子
貸付枠	平成31年度は2人枠 【内訳】放射線技師1名 看護師1名 または 看護師2名 ※ 毎年度設定するため、貸付枠はその年によって変わります。
保証人及び連帯保証人	保証人：保護者など 連帯保証人：2人（前年所得金額がおおむね300万円以上の方）
貸付決定の取消	退学、辞退、就学困難、成績不良、貸し付け目的を達成する見込みがないと認められるとき
貸付決定の停止	休学したとき
返還債務免除	5年（又は貸付期間）以上町職員として勤務した場合に免除
貸付金の返還	次の場合は、事由発生の翌月末日までに貸付金を返還しなければなりません ・貸付の決定を取り消された場合 ・町に勤務しなかった場合 ・誓約期間前に退職した場合 ・貸付条件に違反した場合
現況報告	貸付決定者は、毎年3月末日までに学業成績表・健康診断書を提出。
申込方法	申込書およびその他必要書類を提出
申込締切	平成31年2月28日（木）

Q 申し込みれば必ず貸付金を利用できますか。

A いいえ。運営審議会の審査により貸付可否が決定されるため、必ず利用できるわけではありません。

Q 貸付金は何月から始まりますか？

A 第1回の修学資金貸付時期は5月になります。その後、7月・10月・1月にそれぞれ3カ月分をまとめて支給いたします。

申込書配布・提出先

保健福祉センター ひまわり Tel 82-1515

連絡先